様式第4号（第5条関係）

減免申請棄却通知書

　　年　　月　　日

納税者（納税管理人）

住所（所在地）

氏名（代表者）　　　　　様

三股町長　　　　　　　　㊞

　　　　　　年　　月　　日付申請のありました町税の減免については、下記の理由により認められませんので通知します。

１　棄却の理由

（教示）

上記決定について不服がある場合には、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。処分の取り消しの訴えは、当該異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して６ケ月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から３ケ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。